監査報告書

令和８年５月２７日

公益財団法人堺市産業振興センター
理事長　利國　信行　様

監事　　林　　大司

監事　　岩﨑　　功一

私たち監事は、この法人の令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの令和７年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９７条において準用する第９９条第１項、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第３３条第２項、定款第２３条第１項並びに経理規程第５６条の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、この法人の事務所において業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度の計算書類及びその附属明細書、資金収支計算書並びに財産目録等について検討いたしました。

２　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、この法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書、資金収支計算書並びに財産目録等の監査結果

計算書類及びその附属明細書、資金収支計算書並びに財産目録等は、この法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

(注)筆跡・印影保護のため、署名・押印された原本については、別途保管しています。